

【Ⅲ. 航空従事者の業務範囲について】

さらに「資格」、「航空機の種類」、「航空機の等級限定及び型式限定」を有する者でなければ、定められた業務範囲の行為を行うことはできないこととなっています。（航空法第28条）

操縦士の例では、個人で飛行機を運航したり、スポーツとしてグライダーの運航を楽しむ場合には、「自家用操縦士」の資格で良いのですが、遊覧飛行・農業散布・航空写真撮影飛行等の運航において報酬を受けて操縦士としての業務に従事する場合は、「事業用操縦士」の資格が必要となります。更に、路線を定めて定期的に運航している定期便の機長となるには、操縦士の中で最上位の「定期運送用操縦士」の資格が必要となります。

整備士では、小型の飛行機・ヘリコプターやグライダーなどの整備後の確認には「二等航空整備士」「二等航空運航整備士」の資格が必要となり、旅客機や大型ヘリコプターの整備後の確認には「一等航空整備士」「一等航空運航整備士」の資格が必要となります。また「航空運航整備士」は、主にスポットやエプロンで行われるホイール、ブレーキ、無線電話などの交換や日常的な点検作業などを実施した後の航空機の安全性の確認ができる資格で、「航空整備士」は、航空運航整備士の業務範囲に加え、エンジン、脚などの交換作業や機体構造の損傷修理など格納庫内で行った作業後の安全性の確認ができる資格です。

次の表は、具体的な業務範囲の一覧です。

資 格	業 務 範 囲
定期運送用操縦士	航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。 一 事業用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為。 二 機長として、航空運送事業の用に供する航空機であって、構造上、その操縦のために二人を要するものの操縦を行うこと。 三 機長として、航空運送事業の用に供する航空機であって、特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要するもの（当該特定の方法又は方式により飛行する航空機に限る。）の操縦を行うこと。
事業用操縦士	航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。 一 自家用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為。 二 報酬を受けて、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。 三 航空機使用事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。 四 機長以外の操縦者として航空運送事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。 五 機長として、航空運送事業の用に供する航空機であって、構造上、一人の操縦者で操縦することができるもの（特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する航空機にあっては、当該特定の方法又は方式により飛行する航空機を除く。）の操縦を行うこと。
自家用操縦士	航空機に乗り組んで、報酬を受けずに、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。
一等航空整備士	整備をした航空機について第十九条第二項に規定する確認の行為を行うこと。
二等航空整備士	整備をした航空機（整備に高度の知識及び能力を要する国土交通省令で定める用途のものを除く。）について第十九条第二項に規定する確認の行為を行うこと。
一等航空運航整備士	整備（保守及び国土交通省令で定める軽微な修理に限る。）をした航空機について第十九条第二項に規定する確認の行為を行うこと。
二等航空運航整備士	整備（保守及び国土交通省令で定める軽微な修理に限る。）をした航空機（整備に高度の知識及び能力を要する国土交通省令で定める用途のものを除く。）について第十九条第二項に規定する確認の行為を行うこと。